

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、別紙特別抗告申立書のとおりである。

ところで、証拠調請求却下決定に対する異議申立棄却決定のように、訴訟手続に
関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し
立てることができない決定」にあたらない（昭和二九年（し）第三七号、同年一〇
月八日第三小法廷決定、刑集八巻一〇号一五八八頁、昭和三五年（し）第三号、同
年二月二三日第三小法廷決定、刑集一四巻二号一九三頁参照）のであるから、本件
抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の
とおり決定する。

昭和四三年一二月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿 浅之介
裁判官	城 戸 芳 彦
裁判官	石 田 和 外
裁判官	色 川 幸 太 郎
裁判官	村 上 朝 一